

在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の一部を改正する法律案要綱

一 在外邦人等の保護措置

(第八十四条の三関係)

1 防衛大臣は、外務大臣から外国における緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の警護、救出その他の当該邦人の生命又は身体の保護のための措置（輸送を含む。以下「保護措置」という。）を行うことの依頼があつた場合において、外務大臣と協議し、次の①から③までのいずれにも該当すると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、部隊等に当該保護措置を行わせることができること。

① 当該外国の領域の当該保護措置を行う場所において、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たっており、かつ、戦闘行為が行われることがないと認められること。

② 自衛隊が当該保護措置（武器の使用を含む。）を行うことについて、当該外国の同意があること。

③ 予想される危険に対応して当該保護措置をできる限り円滑かつ安全に行うための部隊等と当該外国の権限ある当局との間の連携及び協力が確保されると見込まれること。

2 防衛大臣は、1により保護措置を行わせる場合において、外務大臣から保護することを依頼された外

国人その他の当該保護措置と併せて保護を行うことが適当と認められる者（以下「その他の保護対象者」という。）の生命又は身体の保護のための措置を部隊等に行わせることができること。

3 防衛大臣は、1による保護措置に着手する前に、1の①若しくは②に該当せず、又は1の③の連携及び協力が確保されないと認める場合には、速やかに、部隊等の撤収を命じなければならないこと。

4 1により外国の領域において保護措置を命ぜられた部隊等の長又はその指定する者は、当該保護措置を行っている場所の近傍において戦闘行為が行われるに至った場合若しくは付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合又は当該部隊等若しくは当該保護措置の対象である邦人若しくはその他の保護対象者の安全を確保するため必要と認める場合には、避難し、又はその輸送を一時休止するなどして危険を回避するものとする。

二 在外邦人等の保護措置の際の権限

（第九十四条の五関係）

1 一の1により外国の領域において保護措置を行う職務に従事する自衛官は、一の1の①及び②のいずれにも該当する場合であつて、その職務を行うに際し、自己若しくは当該保護措置の対象である邦人若しくはその他の保護対象者の生命若しくは身体の防護又はその職務を妨害する行為の排除のためやむを

得ない必要があると認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができると。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならないこと。

2 1の自衛官は、一の1の①に該当しない場合であっても、その職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該職務に従事する隊員又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができること。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならないこと。

三 在外邦人等の保護措置と同種の活動を行う合衆国軍隊等に対する物品又は役務の提供

(第百条の六及び第百条の八関係)

1 防衛大臣又はその委任を受けた者は、①に掲げる合衆国軍隊又は②に掲げるオーストラリア軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊又はオーストラリア軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができること。

① 部隊等が一の1の外国における緊急事態に際して保護措置を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置と同種の活動を行う合衆国軍隊

② 部隊等が一の1の外国における緊急事態に際して保護措置としての輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該輸送と同種の活動を行うオーストラリア軍隊

2 防衛大臣は、1の①に掲げる合衆国軍隊又は1の②に掲げるオーストラリア軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省の機関又は部隊等に、当該合衆国軍隊又はオーストラリア軍隊に対する役務の提供を行わせることができること。

四 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、2は、公布の日から施行すること。
(附則第一項関係)

2 内閣総理大臣が国家安全保障会議に諮らなければならない事項に、自衛隊法第六章に規定する自衛隊の行動に関する重要事項のうち保護措置の実施に関するものを加えることとし、このための国家安全保障会議設置法の規定の整備については、別に法律で定めること。
(附則第二項関係)

3 その他所要の規定の整備を行うこと。